

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
 - 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 二
 - 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二
 - 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 三
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更 (同) 四
 - 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 四
- 公 告
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 四
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (同) 五
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (警察本部会計課) 五

告 示

○宮城県告示第四百七十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年七月四日

| | | | | | | | |
|----|-----------|-----|-------------------|-------|----------|---------|-----------|
| 名称 | 光ヶ丘スベルマン病 | 所在地 | 仙台市宮城野区東仙台六丁目七番一号 | 認定年月日 | 令和五年七月一日 | 認定の有効期限 | 令和八年六月三十日 |
|----|-----------|-----|-------------------|-------|----------|---------|-----------|

○宮城県告示第四百七十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和五年五月十八日次の者を指定した。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 小林 芳江 | 内 科 | 医療法人 武田内科医院 | 名取市増田二丁目六番十一号 |
| 小鷹 悠二 | 循環器内科科 | おだかクリニック | 多賀城市中央一丁目十六番六号 |
| 榎木 真明 | 泌尿器科 人工透析科 | みやぎ県南中核病院 | 柴田郡大河原町字西三十八番地一 |
| 樋口 則男 | 内リハビリティ科 リハビリ科 | 医療法人社団 健育会 石巻健育会病院 | 石巻市大街道西三丁目三番二十七号 |
| 佐山 章子 | 耳鼻咽喉科 | 大友医院 | 亶理郡亶理町字下小路十八番一 |
| 伊妻 壮晃 | 内 科 | 蔵王町国民健康保険蔵王病院 | 刈田郡蔵王町大字円田字和田百三十番地 |
| 新藤 哲 | 内呼吸器内科科 緩和ケア内科科 | 医療法人財団弘慈会 石橋病院 | 栗原市若柳川北堤下二十七 |
| 金澤 雅之 | 泌尿器科 | 医療法人宏人会 石巻クリニッ | 石巻市錦町六番四十五号 |
| 尾形 公彦 | 内循環器内科科 | 医療法人社団仁明会 齋藤病院 | 石巻市山下町一丁目七番二十四号 |
| 高橋 広喜 | 消化器科 | 公立黒川病院 | 黒川郡大和町吉岡字西松木六十番地 |
| 四條 友望 | 脳神経内科 | 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |
| 小柴 康利 | 耳鼻咽喉科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二 |

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和五年七月四日

| | | |
|-------|------|----------------|
| 小林 照忠 | 外 科 | 石巻市立病院 |
| 嶋田 修一 | 泌尿器科 | 大崎市民病院 |
| | | 大崎市古川穂波三丁目八番一号 |

○宮城県告示第四百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和五年七月四日

| 氏 名 | 診療科目 | 新 | | 旧 | |
|-------|-------------------------|--------------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| | | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 伊妻 壮晃 | 内 科 | 蔵王町国民健康保険蔵王病院 | 刈田郡蔵王町大字門田字和田百三十番地 | 登米市立登米市民病院 | 登米市追町佐沼字下田中二十五番地 |
| 増子 毅 | 外 科 | 丸森町国民健康保険丸森病院 | 伊具郡丸森町字鳥屋二十七番地 | 宮城県利府掖済会病院 | 宮城県利府町森郷字新太子堂五十一番地 |
| 小林 誠 | 内呼吸器科 小児科 ギンギョク科 | こばやしクリニック | 岩沼市土ヶ崎二丁目三番十号 | 大崎市民病院 | 大崎市古川穂波三丁目八番一号 |
| 佐藤 景 | 内神経内科 内循環器科 内消化器科 | 医療法人社団 健育会 石巻健育会病院 | 石巻市大街道西三丁目三番二十七号 | 医療法人 景久会 佐藤神経内科 佐藤医院 | 石巻市大手町一番八号 |

○宮城県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | |
|-----|------|-----------|------------|
| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-----|------|-----------|------------|

○宮城県告示第四百七十七号

県宮沼田・八木地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和五年七月四日

| | | | |
|-------|-------|---------|----------------|
| 北村 洋 | 外 科 | 塩竈市立病院 | 塩竈市香津町七番一号 |
| 蓬田 翔太 | 整形 外科 | 総合南東北病院 | 岩沼市里の杜一丁目二番五号 |
| 本藏 陽平 | 耳鼻咽喉科 | 気仙沼市立病院 | 気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二 |
| 佐藤 友紀 | 泌尿器科 | 大崎市民病院 | 大崎市古川穂波三丁目八番一号 |

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 縦覧期間
- 三 縦覧場所
- 宮城県告示第四百七十八号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。
- 令和五年七月四日
- 一 保安林子定森林の所在場所
- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

- (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 区域の名称 | 区域の所在地 | 建設物の構造の規制に必要となる事項 | 縦覧場所 |
|---------------------|-------------------------------------|-------------------|-------------------------|
| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 石巻市萩浜字小浜山、小積浜字谷川道（次の図のとおり） | 次の図のとおり | 宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所 |
| 谷川道沢 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり） | | |
| 大種沢 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり） | | |
| 二の沢 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり） | | |
| 三の沢 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑、下雄勝一丁目（次の図のとおり） | | |
| 下雄勝沢1号 | 石巻市雄勝町雄勝字下雄勝、下雄勝三丁目（次の図のとおり） | | |
| 上雄勝沢1号 | 石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、上雄勝一丁目、上雄勝二丁目（次の図のとおり） | | |
| 小浜沢 | 石巻市雄勝町分浜字分浜（次の図のとおり） | | |

| | | | |
|-------|---------|---|--------------------------|
| 早坂山の1 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市渡波字早坂山、際（次の図のとおり） | 宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所 |
| 城見山 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市根岸字城見山、坂上山、中、城見（次の図のとおり） | |
| 大森の1 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市渡波字大森（次の図のとおり） | |
| 大森の2 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市渡波字大森、祝田の老（次の図のとおり） | |
| 小淵 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市小淵浜字葉師山前、小淵、大宝（次の図のとおり） | |
| 給分浜 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市給分浜字給分、後山、給分前田（次の図のとおり） | |
| 上雄勝 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字上雄勝、上雄勝一丁目、上雄勝二丁目、下雄勝一丁目、下雄勝三丁目（次の図のとおり） | |
| 味噌作 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字味噌作（次の図のとおり） | |
| 伊勢畑 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑、下雄勝（次の図のとおり） | |
| 伊勢畑 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり） | |
| 味噌作の2 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字味噌作（次の図のとおり） | |
| 明神の3 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑（次の図のとおり） | |
| 分浜の5 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市雄勝町分浜字分浜（次の図のとおり） | |
| 館 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市須江字館、梶田、館山根（次の図のとおり） | |
| 洞沢 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町洞沢（次の図のとおり） | |
| 菖蒲沢1 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町菖蒲沢（次の図のとおり） | |
| 菖蒲沢2 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町菖蒲沢（次の図のとおり） | |
| 小浜沢 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町小浜（次の図のとおり） | |
| 小浜沢2 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町小浜（次の図のとおり） | |
| 泉沢1-1 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市本吉町泉沢（次の図のとおり） | |

| | | |
|-------|---------|---------------------|
| 登米沢3 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町登米沢（次の図のとおり） |
| 登米沢2 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町登米沢（次の図のとおり） |
| 登米沢1 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町登米沢（次の図のとおり） |
| 下宿 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町下宿（次の図のとおり） |
| 蕨野の2 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町蕨野（次の図のとおり） |
| 赤岩大滝 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市赤岩大滝（次の図のとおり） |
| 大浦 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市大浦（次の図のとおり） |
| 天ヶ沢 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町天ヶ沢（次の図のとおり） |
| 蕨野 | 急傾斜地の崩壊 | 気仙沼市本吉町蕨野（次の図のとおり） |
| 荒谷前沢 | 土石流 | 気仙沼市唐桑町荒谷前（次の図のとおり） |
| 九多丸沢 | 土石流 | 気仙沼市本吉町九多丸（次の図のとおり） |
| 泉沢2 | 土石流 | 気仙沼市本吉町泉沢（次の図のとおり） |
| 泉沢1-3 | 土石流 | 気仙沼市本吉町泉沢（次の図のとおり） |
| 泉沢1-2 | 土石流 | 気仙沼市本吉町泉沢（次の図のとおり） |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十一年三月二十七日宮城県告示第百八十七号及び令和二年七月十七日宮城県告示第六百十号）の一部を次のとおり変更する。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| | | | | |
|-------|---------------------|---------------------------------|------------------|-----------------------|
| 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の所在地 | 建築物の構造の規制に必要なる事項 | 縦覧場所 |
| 鹿妻 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市湊字鹿妻山、立石、井原津、鹿妻北一丁目（次の図のとおり） | 次の図のとおり | 宮城県土木部防犯課及び宮城県東部土木事務所 |
| 欠の3 | 急傾斜地の崩壊 | 石巻市須江字大平（次の図のとおり） | | |

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百八十一号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、令和五年六月二十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和五年七月四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 石川 佳洋

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四條第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九條の規定により公告する。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|---------------|-----------|
| 調剤薬局ツルハドラッグ 多賀城中央店 | 多賀城市中央三丁目六一一 | 令和五年六月一日 |
| アイベル薬局築館店 | 栗原市築館伊豆一丁目八一六 | 令和五年七月一日 |
| フレンド薬局河南 | 石巻市須江字館山根百七一 | 令和五年七月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 担当する医療の種類 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|----------|-----------|-----------------|-----------|
| 今秀薬局中央店 | 調剤 | 栗原市築館留場桜町十八ー一 | 令和五年四月三十日 |
| ひがし薬局七ヶ宿 | 調剤 | 刈田郡七ヶ宿町字関百八十四ー一 | 令和五年四月三十日 |

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 交通規制情報管理システム貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 令和六年二月一日から令和十一年一月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部交通部交通規制課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第

一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三三五)へ令和五年七月十三日(木)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月三十一日(月)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間にいて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年八月十七日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛てて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月十八日(金)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがある

ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 17, 2023, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of information management system for traffic control - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 18, 2023, 9 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和五年七月四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 携帯電話解析用装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和五年十月一日から令和十年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部刑事部刑事総務課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加資格申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―三三三五）へ令和五年七月十三日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和五年七月三十一日（月）までに必

要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に
いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年
八月十七日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便
にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理し
ない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年八月十八日(金) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定によ
り、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあ
ると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第百十四条の規定に
よる。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に
求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載するこ
と。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地
方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下
同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免
税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載
すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以
降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General
Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters August 17, 2023, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of cellular phone analyzing device - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
August 18, 2023, 10 : 00 am.

4 Contact:Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8410 Japan Tel.
022-221-7171 Ext. 2232